

新たな過疎対策法の制定について

全 国 町 村 会

1. 新たな過疎対策法の制定に関する要望

(平成21年 6月19日 決定)

2. 平成22年度政府予算編成及び施策に関する要望(抄)

(平成21年 7月 2日 決定)

新たな過疎対策法の制定

1. 新たな過疎対策法の制定に関する要望

過疎地域の振興対策については、4次におたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど従前にもまして厳しい状況にある。

特に、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による生活交通問題、情報通信格差の拡大、維持が困難な集落の増加など新たな問題が顕在化している。

こうした厳しい状況に直面しつつも、過疎地域は、食料供給、環境保全、水源かん養など国民の生存を支える重要な役割を果たすとともに、豊かな自然、貴重な文化・伝統を受け継いでいる。

このような公益的・多面的機能は、地域に人が住み、過疎地域が持続的に発展することにより発揮されるものであることから、国全体で維持していくとともに未来の世代に引き継ぐ必要がある。

よって政府・国会は、過疎地域の維持・発展が都市部を含む国家的な課題であるとの認識のもとに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年4月以降においても、過疎地域の特性に応じた総合的な施策を積極的に展開するため、新たな過疎対策法を制定すること。

[平成22年度政府予算編成及び施策に関する要望]

2. 新たな過疎対策法の制定

1. 現状と課題

過疎地域の振興対策については、4次にわたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、特に若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど従前にもまして厳しい状況にある。

特に、農林水産業の担い手不足、公共事業の減少などによる地域の基幹産業の活力の低下、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止などによる生活交通問題、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など新たな問題が発生し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど地域の活力低下が続き地域生活を維持することが困難な地域が拡大しつつある。

このような状況が進行すると、地域社会の崩壊ばかりでなく、ひいては国の崩壊にもつながりかねない。

2. 過疎地域の役割

過疎地域は、森林・農地が大半を占めており、食料生産のほか水源のかん養・水質浄化機能を有し、農業用水・生活用水・工業用水の供給、洪水・土砂災害の防止、水力発電によるエネルギーの供給などを担い、都市部の生活や産業活動を長期間にわたり支えてきた。

一方、近年、世界的な人口の急激な増加や異常気象などにより、食料の安定的な輸入やその安全性の確保が厳しい見通しで

あり、国内食料自給率の向上を図るうえで、過疎地域の重要性はますます高まっている。

また、高度経済成長以降の経済効率優先の社会は、大量生産・大量消費をもたらし、今や人類の生存をおびやかす大気汚染や地球温暖化などの環境問題を引き起こしていることから、森林の持つ地球温暖化の防止や自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心、期待は大きなものとなっている。

加えて、過疎地域は、都市部で失われつつある自然、歴史・文化・伝統と豊かで温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、都市に住む人々の生活に潤いと癒しをもたらしているなど非常に大切な多面的な機能も担っている。

このように、我が国の国土を支え、私たちの生存を支えている過疎地域の持つ多面的な価値が、もし損なわれることになれば、それは過疎地域の危機だけでなく都市部を含む日本全体の危機を招くことになりかねない。

したがって、この多面的な価値を、かけがえのない「国民共通の財産」として、これを守り、支えているそれぞれの地域が多様性と個性を持って発展することが、未来の日本を考えるうえで国家的課題であるとの認識に立つべきであり、新たな過疎対策は、長期的な視点で継続して取り組むことが必要である。

3. 新たな過疎対策の方向性

過疎地域の果たす公益的・多面的機能は、人が住み、地域が持続的に発展することにより発揮されるものであることから、国全体で保全していくとともに未来の世代に引き継ぐ必要がある。

このため、新たな過疎対策は、主として次の事項について、地域の特性に応じた施策の積極的、重点的な展開を図るべきである。

- (1) 食料自給率の向上や安全性の確保、集落の活性化のため、過疎地域における基幹産業としての農林水産業の再生、振興が極めて重要であることから、その経営環境の抜本的な充実強化、次代を担う意欲ある後継者、担い手の育成・確保
- (2) 地球温暖化の防止は国際的な課題であることから、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等の推進、木材需要の増加や間伐事業に係る森林所有者の負担軽減、バイオマスエネルギー活用システムの構築
- (3) 人口減少、少子・高齢化に伴う集落機能の低下に対応するため、NPOや都市住民など多様な主体との連携・協働による新たな地域運営の仕組みの構築
- (4) 医師不足により診療機能が低下している過疎地域の診療体制を確保するための、医師派遣システムの構築、診療支援ネットワークの整備、小児・周産期医療、救急医療等体制の充実
- (5) 高齢者等の交通手段を確保するための、デマンドバスや過疎地有償輸送など地域の実情に応じた新たな交通システムの導入、島民の生活・産業を支えている離島航路及び離島空路の維持・整備
- (6) 情報通信格差の是正を図るための、地上デジタル放送の難視聴地域の解消、ブロードバンド・アクセス環境の整備、携帯電話不感地域の解消

- (7) 安定的な雇用機会の確保を可能とする、地域の資源を活かした産業の創出及び企業進出・起業にかかる助成措置の拡充強化
- (8) 地域特有の伝統・文化や豊かな自然環境を活かした地域間交流の推進、都市部との交流居住・若者等の定住を促進するための住宅整備等の支援事業の充実強化、教育水準の確保
- (9) 各地域が必要とするハード事業に重点が置かれてきたこれまでの過疎対策について、今後は、広域的な視点に立った社会基盤の整備や、人材育成、雇用創出、既存施設の有効活用、維持・更新などにかかるソフト面の対策の充実強化
- (10) 財政基盤が脆弱な過疎市町村の安定的な行財政運営が確保されるよう、地方交付税の財源保障機能を充実強化。
- また、これまでの財政支援に加え、間伐等の実施や耕作放棄地の再生など地球環境を守り、安全な食料を供給する森林・農地を保全するための取り組みを対象とする等、過疎債対象事業の拡大。
- さらに、集落対策、生活交通確保など地域のきめ細かい課題を解決するソフト施策を継続して実施していくため、過疎市町村に「過疎対策基金」の創設や、地球温暖化対策と山村地域振興のための「全国森林環境税」の導入

(11) 過疎地域の社会的自然的特性を反映した新たな指標として、「人口密度」や「森林・農地の面積」等を加えるとともに、平成の合併前の旧市町村を単位とした「一部過疎」指定を設けるなど過疎地域の特性を的確に反映する指定要件と指定単位を設定。

また、現行過疎地域を指定対象とするよう特段の配慮

こうした、新たな過疎対策の方向性を踏まえ、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年4月以降においても、引き続き総合的な過疎対策を充実強化するため、新たな過疎対策法を制定すること。